

## 特別講演 共同利用機関の前史としての 日本学術会議の活動と今後

池内 了（総合研究大学院大学）

---

池内です。よろしくお願いいたします。本日は日本学術会議のことについてお話しさせていただきます。

正直言って、これからお話する内容は、2日間文書とインターネットを調べた結果です。もし今後興味が持続すれば、さらにつづけていきたいと思っております。

日本学術会議というのは、配布資料・「日本学術会議の意見表明」という部分にその歴史が記されております。

1920年、学術3団体と呼ばれている帝国学士院、学術研究会議、日本学術振興会、この3つの1つとして学術研究会議というものが発足いたしました。

学者の戦争動員等で学術研究会議も奔走いたしました。これについてはあまり詳しいことは書いておりませんが、1945年、戦後すぐに改組提案が出され、1947年に学術体制刷新委員会が発足、1948年に日本学術会議法ができ、1949年に第1回総会が開催されるに至りました。

日本学術会議は学者の国会と言われ、総理府に所属しており、地方区、全国区に分かれた直接選挙で会員が選ばれておりました。私も大学院・助手時代には大分選挙のために走り回った覚えがあります。

## 第 II 部 特別講演

これまで学術会議は2度ほど大きく改組されました。1984年に改正が行われ、その際、総務省に所属先が変わり、格付けがかなり下がりました。会員が学協会からの推薦となり、直接選挙制ではなくなりました。

### 日本学術会議の変遷

#### 「学者の国会」

総理府・地方区・全国区に分かれた**直接選挙**

(1967年 文部省学術審議会)

3 1984年 日本学術会議法改正

総務省：**学協会の推薦**による会員選出

3 2005年 日本学術会議法改正

内閣府：**会員推薦制**(連携会員2100名)

2005年には2度目の改革がありました。内閣府に所属が変わり、格上げとなりました。今度は会員からの推薦制となり、会員および連携会員が2100名の会員・連携会員を推薦するという制度に変わりました。私も連

携会員として、推薦の書類を書いております。

こうして学術会議は大きな変貌を遂げてきました。私のあげる大きな変貌となる出来事といえば、1967年の文部省学術審議会・学術振興会の発足です。この時点で学術会議が変化いたしました。

学術会議の意見表明としてこれまで声明、アピール、見解、勧告、要望、申し入れ、提言、対外報告、報告、決議、会長談話、申し合わせなど、いろいろ使い分けられています。私にとっては報

### 日本学術会議としての意見表明

これまで

声明、アピール、見解、要望、対外報告、報告、会長談話

などで意見表明が出されてきた。

そのうち、**声明・アピール**を主に拾い上げた  
(別紙参照)

**時代の変遷**が読み取れる。

(『日本学術会議50年史』より)

告と対外報告、何が違うのかわかりにくかったりしますが、実にいろいろな意見報告が出されています。

配布資料にまとめられているのは声明・アピールというものを主に取り上げてあります。声明というものは、学術会議の公的な立場、意見、主張を明確に表明する。アピールは、人々に同意を求めるといったものです。

この資料を見ていただくとわかりますように、第1回目の声明は「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」、要するに戦前の過ちを反省し、繰り返さないということを明確に宣言したものです。その後、1949年、まさに原爆が開発された頃、それをどう管理するのか、いろいろな議論があったわけですが、それに対して「原子力に対する有効なる国際管理の確立要請」など、世界的な問題に関する声明を出しました。それ以後、「科学者の生活擁護につき世論に訴える」は割にたくさん出されました。「国立大学教官の待遇改善について」などもありました。

1952年原子核特別委員会、核特委と呼んでいたのですが、原子核素粒子研究の中心的母体となったものが発足しました。その時に「破壊活動防止法案の成り行きに重大な関心をよせる声明」、1954年には「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」これはいわゆる原子力基本法3原則としてうたわれているものです。これは非常に明確な主張であり、行政に生かされたものです。それから「原子兵器の廃棄と原子力の有効な国際管理の確立を望む声明」、このあたりは正に原子力の問題がテーマであり、いろいろな議論がつづきました。1956年に出された「核エネルギーの平和的目的利用に必要な国際的協力を呼びかける」は原子力関係の声明であり、1957年、1958年頃はイギリス・アメリカ・ソ連の原水爆実験、1960年にはフランスによるサハラでの核実験計画など、原水爆実験が起こるたびに明確に声明を出しておりました。これは主に科学者に訴えるという意味がありました。

## 第 II 部 特別講演

1957年にはパグウォッシュ会議が開催され、「パグウォッシュ国際科学者会議の声明支持の決議」も出されました。このあたりは科学者の立場に立って科学の平和利用、原水爆実験に反対、原子核・核実験や核そのものに対しての声明、「原水爆実験禁止に関して全世界の科学者に訴える」、「核兵器実験禁止に関して全世界の科学者へ訴える」などが出されました。それから1958年、「基礎科学研究の振興のために政府の有効適切な措置と国民の理解と支持を望む声明」、このあたりは大学行政・大学関係に関してで、1962年ごろからいわゆる大管法が出されました。国が出そうとするのに対し、対抗しました。これはなんとか抑えることができました。

1962年は「米国の大気圏内核兵器実験再開決定に際して内外の科学者に呼びかける」という声明が、1963年は「原子力潜水艦の日本寄港問題について」、1965年、1966年にかけて3つほど、「ベトナム戦争の終結に関して世界の科学者に訴える」、「農薬の軍事利用に反対して全世界の科学者に訴える」、これは正に農薬・ダイオキシン等をまいたことに対するもの、「ベトナム戦争における核兵器使用に反対して全世界の科学者に訴える」というアピールが出されました。この頃は、非常に幅広くかつ世界の平和問題に対しても科学者の立場から明確に意見を述べるといったことを行っておりました。

1967年に文部省学術審議会と学術振興会が発足しました。要するに文部行政が学術会議から学術審議会・文部省に移ることで、危機感を抱きはじめました。それ以後、ずるずると日本学術会議のあり方の問題などを議論されつづけてきました。大学問題についても、大学の教員人事についてなど、いろいろ議論されました。「大学の運営に関する臨時措置法案に関する見解」、「筑波大学新設に関連する諸法案についての声明」、「筑波大学関係法の成立に際して」、筑波大学法案です。それから「在日韓国人金吉佑氏の事件に関連して、科学者の人権の保障についての声明」、これは国立大学の教員にはしかれていなかった任期が金さんが在日韓国人であるという理由によって任期をつけられたということで、科学者の人権の保障についての問題でした。

## 共同利用機関の前史としての日本学術会議の活動と今後（池内）

このあたりから1980年頃まではかなり科学者の立場からの世界の平和問題に対する意見表明が多かったのですが、段々と科学の特殊なテーマに関する声明に、声明の性質が変化してきました。

それはそれで重要なことなのですが、「ヒトゲノムプロジェクトの推進について」といった勧告や「人間活動と地球環境に関する日本学術会議の見解」といった見解、1991年の「SSC（超伝導超大型粒子加速器）計画について」といった要望です。SSCについてはめったにない試みで、推進・反対の両方の立場の科学者をよんで意見を交わさせました。学術会議の要望としては慎重に、といった表現だったと思います。

1994年に「女性科学研究者の環境改善の緊急性について」が出されましたが、1990年代以後、いわゆる声明というものはほとんど出されなくなりました。1997年以後はまだあまりよくは調べておりません。

2008年には「我が国の未来を創る基礎研究の支援充実を目指して」という提言、いわゆる基礎研究の予算が少なくなり、競争的資金の方へ重点がいており、大学の基盤的経費が少なくなっていることに対して懸念を表したものです。

それから報告として「科学・技術発展のための長期研究の推進 - 知覚情報取得技術による限界突破 -」、知覚情報取得技術といった難しい言い方をなぜしたのかわかりませんが、要するに実験器具です。

例えば、2000年前後くらいまでは日本の電子顕微鏡が研究室の75%で使われていたのですが、今では半分くらいになっている。どんどんドイツ製におされてシェアが減っているのです。これはなぜかというと、日本の実験器具の開発・研究が長期的視点に立っていないからです。

正に、これは国立大学の法人化とも連動するのですが、基礎的な開発力や基礎研究がなっていないからです。改良ばかりをすすめていてブレークスルーできないからです。

これはこれで新しい学術会議としては基礎科学の充実のための重要な報告でした。もうひとつの対外報告として、「基礎科学の大型計画のあり方と推進について」が出されました。

そういった一般的な流れのなかで、日本学術会議は研究所等の設立提案（配布資料・「日本学術会議の研究所等の設立提案」）を出してきました。

### 日本学術会議の研究所等設立提案

- 主として、政府への「勧告」として提案（別紙参照）
- ・1950年代～1960年代前半まで  
かなりが実現している一科学技術体制整備
  - ・1967年 文部省学術審議会設置  
3 つまみ食的に実現
  - ・やがて、文部省主導型（高工研）  
学術審議会特定研究領域推進分科会  
3 国立大学共同利用機関
  - ・行政改革（研究機関の統廃合）と絡む  
核融合研、国立天文台

主として政府への勧告とした格好で提案をしております。おおざっぱに分けますと、1950 から 60 年代前半にはかなり勧告どおりに実現しております。戦後の科学技術体制、とりわけ基礎科学の体制の整備であったので

す。戦前には日本にも非常に多くの研究所等が生まれたのですが、応用技術と戦争技術が中心でした。例えば北大の低温研は、氷や雪の研究所ですが、一面ではロシアに進攻するための基礎研究でした。それではまずいというわけで、基礎科学の整備を 1950 年代に始めました。それが丁度、学術会議の勧告と呼吸があっていたと思われます。

1967年に文部省・学術審議会が設置されてから、文部省はつまみ食的に実現してゆきました。日本学術会議が勧告をし、ただちに取り入れられて成立するといった流れであったものが、勧告したものが学術審議会というクッションを経るようになってしまいました。クッションをうまく通ったものがつまみ食的にやられたということです。

やがて文部省完全主導型になります。学術会議もある意味ではだんだん専門的な分野に限るようになってきたということもあるのですが、初めから文部省が研究所等をつくることを検討する。学術審議会特定研究領域推進分科会、特定研究領域の中に核融合、原子力、加速器、天文学などが含まれておりました。そこで全部つくりあげられる体制となってきました。それで国立大学共同利用機関が設立されました。現

在は国立とはついておりませんが。

私自身はこれは非常にすぐれた方針であったと思いますが、学術会議とはほとんど無縁のかたちですすめられてきました。

行政改革、研究機関の統廃合は1980年代からうたわれるようになりました。それと絡み、複数の研究機関を統合するといった方向で、核融合研は名大プラズマ研、広島大学、京都大学と、国立天文台は東大、緯度観測所と名古屋大学の空電研の合体です。行政改革がひとつのこととなり、大学共同利用機関化されていきました。

配布資料の中で赤字で書いてあるのが、実現されていったものです。1953年「湯川博士のノーベル賞受賞記念事業について」が京大基礎物理学研究所（湯川記念館）に結実したものが第1号だと思われます。これはまだ完全なリストではないのでまだ他にあるかもしれません。

1953年には「原子核研究所の設立と反射望遠鏡の設置について」という申し入れがありました。反射望遠鏡は1958年に正式決定され、岡山天体物理学研究所の188cmのものでした。

1954年の「国立放射線基礎医学研究所の設置について」という申し入れに関して、これは1957年に独立法人放射線医学総合研究所となりました。

物性研は1956年に要望を出してから1957年には実現しました。

蛋白研は1956年に要望を出し、1958年に大阪大学に実現、数理科学研究所に関しては1958年に要望が出され、1963年に京都大学にて実現されました。

1958年に出された海洋総合研究所は1962年に東京大学にて実現され、1959年「プラズマ研究所の設立について」の勧告は1961年名古屋大学に実現されました。学術会議がぐいぐい決めていたところです。

極地研は1962年に科学博物館に極地学課が設置されたまま、そのままになっていたのですが、1973年、国立極地研究所がつくられました。

1962年宇宙科学研究所について出された勧告は、1964年東京大学宇宙航空研究所を経て1981年に共同利用機関宇宙科学研究所の設置に至りました。

## 第 II 部 特別講演

1962 年の原子炉に対する勧告は 1963 年に実現、1963 年の研究用大型計算機は 1964 年から各大学に大型計算機センターの設置が始まりました。

比較的勧告や申し入れから早くに実現したものは、他に 1964 年の霊長類研究所が 1967 年京都大学に実現したものなどがあります。

後はだんだん実現までに時間がかかるようになっていきます。

1965 年国立民族学研究博物館は 1974 年に大学共同利用機関国立民族学博物館として実現。

この場合は国立と言っておりますが、大学共同利用機関というシステムを整備した上で民族博物館や分子研などが設立されました。この間に学術審議会が途中から介入したこともあり、実現まで 10 年近くかかりました。

つまり、1967 年の文部省・学術審議会の答申の中で、国立大学共同利用機関というシステムができ、そこで実現していくというルートになったのです。

例えば、1965 年、「情報科学に関する研究機関の設立について」という勧告が出され、1973 年に学術審議会が答申を出して 1986 年に学術情報センターができ、2000 年に大学共同利用機関国立情報学研究所ができたのもそうです。

また、1966 年には国文学研究資料センターも、学術審議会のもと、つくられました。

1967 年人体基礎生理学研究所設立の勧告は、1973 年の学術審議会の答申を経て、1977 年に生物学総合研究機構生理学研究所が設立されました。

このような流れで、学術審議会が必ず関わり、やがて学術審議会が国立大学共同利用機関というシステムを発明し、そこでつくられていく。日本学術会議から出された勧告は、あまり実現しなくなりました。

学術会議と文部省の役割が変質してしまったわけですが、学術会議の立場からいうと、中身が変わってきたわけです。



## 共同利用機関の前史としての日本学会会議の活動と今後（池内）

1980年代以後はほとんど勧告に関しては通っていないし、専門化した研究センター等の勧告にとどまっております。

1990年代になると勧告の数も減って（3年に1回ほど）きました。勧告も抽象的なものになり、「計算機科学研究機関の設置について」、「新しい方式の国際研究所の設置について」など、少々漠然としたものになってきました。

2000年以後、もはや研究所の設置勧告はなし、といった状態になりました。

では、なぜ学会会議ではこのような変質をしてきたのか。

これは、選挙法の改正もありましたが、まず第1に国家の方針とあわなくなってきたことがあると思います。学会会議は声明等ではリベラルという立場を堅持してきました。左というわけではなく、路線の問題で

### なぜ、学会会議が変質してしまったか

- ・国家の方針と合わなかった  
右よりの国家と**リベラルの学会会議**
- ・**会員の固定化**があった(党派性?)  
戦争による年齢構成  
老人の名誉職となった(若手が出ない)
- ・**文部行政に偏っていた**  
文部省に誘われて学者がそちらへ移動した
- ・**学者の競争原理**が行き渡ってきた  
学会会議より文部省との取り引きが優先した

あります。一方、国はどんどん右へとずれていってしまった。国としては、目の上のたんこぶ的に考えるようになっていってしまったということがひとつの理由です。

2つ目の理由としては、党派性と言われることが多いのですが、私の考えでは会員の固定化があったのだと思います。直接選挙制でしたので、3期まで4期までという制限はなく、5期6期と続ける方が多かったわけです。これらの方々が党派性というレッテルがはられました。こうなった理由には、戦争による年齢構成があり、戦争によって中堅以上の人たちが減ってしまったため、当時30代の方が30年ほど大学等で中心となって活躍された人たちがずっと学会会議会員でした。

## 第 II 部 特別講演

年齢構成としてやむを得ないことでありました。また、老人の名誉職となってしまったこともあります。これは文系で非常に多かったのですが、最後まで問題になりました。学会の会長になり、次に学会会議の委員になるといった名誉職化していたのです。若手が出なくなり、どんどん平均年齢が上がっていきました。これは戦争により年齢構成が変わってきたことと同じ原因なのですが。

3つ目の理由は、声明では平和問題などに意見を出しておりましたが、やはり学会会議ですから文部行政に関わる問題について意見が多く出されました。1950年代にはあまり文部行政に関わる問題はなかったのかもしれませんが、1960年代後半になってくると文部省も力を持つようになってきました。それなりに大学の整備等が終わり、いよいよ次のステップということで文部省が学術審議会等をつくってきた。問題にすべきかどうかは別として、文部省に誘われて科学者がそちらへ移動したわけです。つまり文部省の審議会委員に抜擢されていったわけです。これは早川先生がギブアンドテイクだとおっしゃられたように、文部省におねだりをして研究所をつくってもらっただけではよくない、文部省に対してもギブアンドテイクといった関係を保たないと、学者はただこきつかわれるだけ、といった意見があったのです。よって当然、文部省が必要とする人材を求めた場合には手をあげて参加される。これにより、文部省・学術審議会が強くなり、学会会議の中身が骨ぬきになるといったことがありました。

もうひとつ、4つ目の理由として、学者の競争原理が行き渡ってきたことがあると思います。要するに、大学の教員が学会会議にしっぽをふっても何もでてこないため、文部省との取り引きを優先するようになったということがあげられます。その方が手取り早く、お金ももらえる、というわけです。

なぜ限界があるのかというと、アメリカの科学アカデミー（National Academy of Sciences; NAS）を例にとって説明すると、これは国家から予算を得るのですが、議会に勧告する権限を持っております。日

本の場合は内閣・大臣に勧告する権限を始めはもっておりましたが、今も持ってはおりませんが…。アメリカの場合、議会在科学技術委員会を設置しており、新しいプロジェクト等に関してはその委員会が議論し、科学アカデミーがそれを提案するわけではないのです。各科学者集団がコミ

### なぜ、限界があるのか？

- ・アメリカ科学アカデミー  
国家から予算を得るが  
**議会に勧告する権限**を持つ  
(議会は科学技術委員会を設置)  
**自前の調査委員会**を持てる  
(新プロジェクトにはタッチしない)
- ・それを真似て2005年に改革したが…  
**国家からの予算が少な過ぎる**(20億円)  
自前の調査が不可能  
すべてボランティアである、しかし……

ュニティーから出されたものを NSF ( National Science Foundation ) 等がリストアップし、SSC ( Superconducting Super Collider ) などでもそうでしたが、議会で議論されるのです。その意味では日本のシステムの中では、日本には文教委員会がありますが、そこでそういった議論、個々の課題についての議論は一切されない。議会に権限を持たせるのか、単に大臣に単刀直入求めるのか、そこがとても違います。

アメリカ科学アカデミーは自前の調査委員会を持つことができます。常温核融合という騒ぎをおこした時には、アメリカ科学アカデミーが研究班を組織し、一流の物理学者・化学者を集めて追試実験を行い、ノーという答えを出したわけです。そういうように、問題が出ると、科学アカデミーが調査委員会をつくり、答えを出す。よって具体的な問題にも太刀打ちできるわけです。

それを見ながら、真似て、2005年に学術会議が改革したわけです。アメリカの科学アカデミーには2000人ほど会員がいます。日本も連携会員を含め、2100人、いわゆるアメリカ科学アカデミー並みの集団をつくらうとしました。若返りも図りました。そういった、勧告をできるような組織に変えようとしてきました。アメリカの科学アカデミーと従来の学術会議の基礎的な分野をきちんと行っていくような、両方の役割

を持たせようとしたのですが、国家からの予算が少なすぎるため（20億円）難しい。2100人の旅費を払うのが精一杯すべてボランティアでやらざるを得ないわけです。一種名誉職的な要素はまだ残っております。

私自身、学会会議がどうあるべきかと考えた場合、科学の社会的事象に関わった議論の集約を目指すべきではないのかと考えております。いわゆるデンマークのアセスメント会議のように、日本はこういった活動を公的な団体では行っ

ておらず、科学者のボランティアで今まで3回ほどアセスメント会議のようなものを開催してきました。これでは影響力が弱かったのですが、学会会議がアセスメント会議を組織し、遺伝子操作など

といった問題もいろいろあるのですから、その賛成派、反対派、市民、弁護士など、いろいろな人たちを交えて討論ウィーク・週間をつくり、それで何らかの合意点を導くことができたのであればきちんと声明を出して影響力を発揮するといった方法がよいのではないかと考えております。つまり科学・社会についてのオピニオンの役割を私は期待しております。

現実にSSCに関しては、それなりにオピニオンをきちんと出したわけではないのですが、いろいろな問題について両方の立場の意見を聞いて、もしSSCに日本がのるのであれば非常に多額のお金を持ちださなければならず、他の分野に影響が及ぶのではないかといった懸念を表明しました。これはかなりのインパクトがありました。それを受けた文部大臣は、アメリカから誘われた際に、日本の学会会議はこうい

### では、どうあるべきか？

- 科学の社会的事象に関わった
- ・議論の集約(アセスメント会議)
  - 遺伝子操作、原子力、臓器移植、
  - 環境問題、科学倫理、IT社会
- 3 結果として、
- 科学についてのOpinion Leaderの役割  
(SSC、ゲノム、代理母)

うことを言ったのでのれない、と断る口実に使ったのです。2000 億円の事業を断る口実に使えたということは、それなりに役立ったと思っております。それから、ゲノムに関しては見解を出しました。それなりの見解というものを出しているわけです。生殖医療の問題に関して見解は出しました。今朝の新聞にお姉さんの卵子をもらって体外受精で子供を産んだという記事がありましたが、学術会議としては両親の卵子・精子以外、代理母は基本的に認めないといった表明をいたしました。あまり影響はなかったと言え、学術会議としてそういったひとつのオピニオンを出すということは行っていくべきことであると思うし、まさに今、科学と社会に関わる問題が多くありますので、それらに対し、幅広く意見を集約してそれなりにまとめ上げ、表明するといった役割を果たしてもよいのではないかと考えております。

まだまだ不十分な調査なのでいろいろ問題があるとはおもいますが、大筋についてご意見をいただければと思います。

## 第 II 部 特別講演



特別講演のようす

【質疑応答】

高岩：最近のことはともかく、今のお話で一番気になったことは、高エネルギー研究所につながったことに関する記述がほとんど書かれていなかったことです。実は、大学共同機関の独立したものをつくるにあたってそれが一番記述されるべき事柄であると存じます。1962年に勧告として出されているのですが、それともうひとつ、それを前後して、大学共同機関というものをつくるにあたって当時とられたノータブルな動きとして、学術会議より出された勧告と声明がありました。それらがいくつか抜け落ちているような印象を受けました。例えば、「基礎科学研究の振興のために政府の有効適切な措置と国民の理解と支持を望む声明」が1958年に、1961年には「基礎科学振興に関する5原則の確認とその目的実現のため一層力を尽くすことの証明」という声明が出されました。

池内：入っております。

高岩：それから、1962年の「科学基本法の制定について」。

池内：これは勧告であり、私は声明を主に選びました。

高岩：むしろ勧告の方が声明よりも大事だと。

池内：私は勧告に関しては、研究所の設置に関連したもののみを選びました。声明というか、学術会議の態度表明としては声明が一番大事なのです。具体的な問題では勧告を出しました。

高岩：ですから具体的な問題として、素粒子研究、高エネ研につながる記述がないのが気になります。それからもうひとつ、別の問題なのですが、最初の方のお話、学術会議は総理府であって学審は文部省であるといったことがありましたが、その間の関係、総理府のものであったことと文部省であったことについてのお話が曖昧であり、役割の違いと、ある意味で学術会議の弁解がそこにあったという気がするのですが、ただ単にギブアンドテイクのか

## 第 II 部 特別講演

たちの状況の変化ではないと考えております。池内先生のお話の中にもそのようなことがありましたのでわかりであるとは存じますが。

高橋： 学術会議は、高エネ研をつくるには、むしろ邪魔だったのです（笑）。

小沼： 高岩さんが指摘された 1962 年の学術会議の勧告「原子核将来計画の実現について」がなければ、高エネ研は発足できなかったというのが、歴史の事実です。1971 年の高エネ研発足までには、不幸なことに学術会議と文部省の審議会のそれぞれに責任がある遅れが重なりました。「邪魔」が誤解であることを説明するために、少し時間をもらわなければなりません。

学術会議の勧告と声明とどちらが大事だったかというやり取りが、池内さんと高岩さんの間にありましたが、この二つは順序がつく関係ではありませんでした。1949 年の発足から 1984 年まで続いた全国の研究者の直接選挙による会員選出は、学会推薦に変わりましたが、2005 年にはそれも廃止されて、今日の会員決定方法に変わりました。私知っているのは、2005 年以前の学術会議です。いろいろの委員会に関係しました。今の法律は知りませんが、当時の学術会議は総理大臣が所轄する国の機関でした。日本学術会議法の第 3 条に、政府から独立して職務を行なうことが明記され、第 4 条で政府から諮問を受けて答申することが決められ、第 5 条で政府に勧告する権限が与えられていました。最初のうち、学術会議の発言は、声明、申し入れ、勧告、要望、伝達、連絡などいろいろの形でしたが、次第に、諮問に対する答申、勧告、声明が、それぞれ最も大事な活動とされていったのです。文部省も政府の一部ですから、研究所設立についての提言も、総理大臣に宛てて提出し、文部省が担当するという関係でした。政府は、あらゆる分野の研究者から構成されている学術会議の総会で支持された研究所案でなければ設立を認めなかった時期が続いていたのです。

ところが一方で、発足直後の 1950 年に政府部内で文部省への移



## 共同利用機関の前史としての日本学術会議の活動と今後（池内）

管案が検討され、1953年には民間への移管を考えていることが伝わってくるなど、政府との関係は円滑とはいえ面がありました。政府は、政府から「独立した」学術会議の活動を好まず、1959年には科学技術会議を設立し、文部省の中にも1967年に学術審議会を作り、これらに諮問するようになっていったのでした。1984年の直接選挙廃止も、この流れの結果でした。

高エネ研について、話を戻しましょう。原子核特別委員会で議論が始まったのは、1958年でした。私は、1957年からこの委員会の委員であり、確か1958年から幹事でした。原子核研究所の電子シンクロトロン 次の世代の素粒子研究のための高エネルギー加速器の議論とともに、低エネルギー原子核研究と宇宙線研究の拡充も議論になりました。さらに、この分野以外の物理、学術会議の物理以外の分野の科学の振興も議論する中で、大学付置の研究所には収まりきれない規模の研究機関を設立する体制も平行して議論し、1961年4月総会の「基礎科学振興5原則」の声明、1961年12月の「各分野における将来計画推進方策について」の勧告をへて、先に述べた1962年5月の「原子核研究将来計画の実現について」の勧告になったのです。この中に、高エネルギー研究所（KEK）、阪大核物理研究センター、東大宇宙線研究所設立計画が含まれていました。この計画については、文部省大学学術局長の諮問機関だった研究所協議会で1962年から審議されました。1963年には中間報告が出され、翌年には高エネルギー加速器の基礎研究予算も出ました。1966年には、文部省の学術奨励審議会が第1次報告書をまとめたのですが、これは、高エネルギー研究者の12GeV大強度加速器から、40GeVシンクロサイクロトロンへの機種変更計画を原子核特別委員会の下部組織が承認した直後でした。これで翌年も基礎研究を続けることになり、1966年には、学術奨励審議会から、研究体制については引き続き検討を続けることにして、加速器建設に踏み切る答申を文部大臣に出す運びになりました。翌1967年には加速器準備研究予算、土地調査費、3部門の人員もつきました。学術会議からは、新しい研究体制に関して、1967年11月に「共同研究所のあり方について」

の勧告がだされました。

ところが、この年の9月に、文部省に大臣の諮問機関としての学術審議会が設置されました。茅誠司学術審議会会長たちは12月の総会で文部大臣に提出する最終答申を決める方針を固めたのですが、多くの委員から強い反対が出て決められませんでした。翌週、異例の総会を開催したのですが認められず、一年遅れることになりました。そして四分の一縮小案が出され、拒否してさらに一年遅れたのでした。(この経過は日本物理学会誌の1972年4月号に書いておきました。)

私は、1963年の秋から、長期の海外出張に入ったため、原子核特別委員会の委員・幹事を辞めました。委員の再任されたのは帰国後の、1969年の秋でした。それから1971年のKEKと核物理研究センターの発足まで、原子核特別委員会委員長として、学術会議会長とともに、国会に政府説明員として説明に行くなど、発足に向けて努力し、委員会内で激しい議論はありましたが、今振り返ってみると、この間に計画の進捗が遅れることはありませんでした。

木村(一): 核融合研究所の木村です。今われわれの手元には伏見先生の資料があります。池内先生のお話によると、4期ほど会長・副会長を務められておられ、当時の勧告、議論の結果の勧告なのですが、議論の途中の事、特にKEKをつくるときの資料がたくさんありまして、ここから昨日の小沼先生のお話のように、私も同じような感じのプロセスを経て階層構造は大事であるということを理解いたしました。何故朝永先生のお手紙が1935年に湯川先生のところにあったのかについての意味と同じように、KEKの資料が核融合研にもあるのですけれども、それを見つけた際、KEKにお渡しした方がよいのではないかと考えたのですが、やはりその資料がどうして核融合研にあるのか、伏見先生が学術会議の会長・副会長をつとめられた時期の資料には研究者の側がいろいろ訴えたことが残っているのですが、資料は所在情報であり、他の機関についての資料もそこへ渡すべきではありません。私たちの場合はこういったデータがありますという目録だけはお渡しした

共同利用機関の前史としての日本学術会議の活動と今後（池内）

のですが、その中の所在情報で核融合研にあるということがわかるようにいたしました。

小沼： 区分けして、KEK の資料は KEK、学術会議の資料は学術会議、とすると、もともとあった関連が切れてしまい意味が失われてしまうのです。他組織にも関係がある場合には、コピーを渡せばよいのです。

木村（一）： そうですね。意味といういろいろな意味がでてきてしまうので、出所で区分するのがよろしいのではないのでしょうか。この場合、伏見先生からの資料、そんな意味が大きいのではないかと思います。

高橋： やはり KEK の設立というのは大学共同利用機関として大きいと思います。それは、この表でかくとすれば 2 ページ目の原子核特別委員会で素粒子研究所の議論をかえずといった、最終的な赤い線の延長として 1971 年大学共同利用機関第 1 号高エネルギー物理学研究所と付け加えられれば、そうすれば赤い線のところへ行きつくまでにどのような議論があったのかなどもわかったと思います。

池内： 私はあえてそうは書かなかったのです。つまり、1967 年文部省・学術審議会発足のときに、素粒子研究所の四分の一縮小案というものが出されました。このあたりから問題が錯綜して、学術会議の議論と文部省の議論が入れ子になってきたわけですが。実質的には文部省が変わったと私は思っていたのですが。

高橋： 結果として学術会議の会長をつとめられていた先生が辞められて、学術審議会が文部省によりつくり、学術会議は総理府であったという、そういうようなことがいろいろな問題を起こした。書こうと思えばそういった書き方もあるわけで、少なくとも学術会議の議論と高エネ研設立までの議論は相当に複雑で、当時私もアメリカでいろいろ議論したことを覚えております。

小沼： 四分の一縮小案から問題が起きたのではなく、先に述べたように、その前から次々問題が起きていたのです。四分の一縮小案をめく

## 第 II 部 特別講演

る遅れは最後の遅れでした。研究者の全員投票にかけた原子核特別委員会の案が認められず、責任を取るといって総辞職したのが、1969年の4月でした。次に選出された原子核特別委員会委員会の発足までに、5ヶ月かかりましたが、その後1971年4月の高エネルギー研と大阪大学の核物理学研究センターの発足、1972年4月の宇宙線観測所の宇宙線研究所への転換までには、遅れはなかったのです。

野口：高エネ研の話に集中しておりますが、高岩さんはいかがですか？

高岩：高橋先生がおっしゃられたとおり、学術審議会が設置される前から、学術会議の研究体制・将来計画委員会にてかなり議論が行われました。それから文部省は文部省で国立大学研究所協議会と学術審議会の前身・学術奨励審議会というところで議論が続いておりました。学術審議会になったものが、そこで文部省が池内先生のおっしゃるとおり、本腰を入れたということはそうであったとは思いますが、もめたのはそこからではないということです。もっと以前からもめていたということです。むしろそこで文部省が解決しようという気になったのだと思います。

野口：高エネ研の話で盛り上がっておりますが、池内先生の話の全体についてご意見等がございましたらどうぞ。

木村（克）：先ほどお話に出たアメリカのサイエンスアカデミーについて。日本には学士院があります。アメリカの場合、外国人研究者にも国際アカデミー賞などを出しておりますので、日本の学術会議と学士院を足したようなものがそれに対応しているような気がいたします。

池内：日本の場合、学士院が栄誉機関としてあるわけです。実は今度の改革にて議論した時に、学士院的な役割も欠かさないと考えて名誉会員というものをかなり入れました。いわゆる、ノーベル賞を受賞された方は学術会議の名誉会員になっていただいております。

## 共同利用機関の前史としての日本学術会議の活動と今後（池内）

平田：KEKの話で盛り上がりましたが、KEKの設立にあたっては今後とも研究が続いていくことと思いますけれども、本来は学術会議の勧告で話が出て、その後学術審議会ができて、文部省主導の研究計画という面がメジャーになってきました。その枠の中で共同利用機関ができていく。歴史を考えていく上では、そこをきちんとおさえておかななくてはならないと考えます。単に学者が集まって、良い研究だから社会が認めてくれたのでできました、というような歴史観では少し足りないと思います。文部行政そのものも多少変わってきてはありますが、それから、最近の科学技術会議みたいなどころでは別の関係ができており、それが共同利用機関の考え方に非常に影響を及ぼしています。今後、そういった視点から資料研究をすすめていく必要があると考えます。もちろん、個々に何があったのかということもきちんと追及していくことは基礎ですからやらなくてはいけないとしても、視点として共同利用機関の歴史を考えていく上で学術審議会は絶対に欠くことのできない要素であり、それが今指摘されているという風に私は理解しております。

大林：先ほど科学アカデミーのお話がありましたが、最初に学術会議がいろいろと議論した問題として基礎科学振興に関する体制・方策の検討があります。その当時の議論のモデルとして考えられたもののひとつに、たとえばフランスのCNRSのように実施機関的な機能をもつというのがあったと思うのですが、その辺のからみはどうだったのでしょうか。要するに、科学技術のための予算を学術会議自身が議論し、推進できる場にしたいといった話が当時はあったと思うのですが、それが今の総合科学技術会議に移ってしまったと考えるべきなのか、その辺についてのお話を聞かせていただきたい。

池内：私もよく知りません。ただ、日本のシステムでは科学技術会議も足腰を持たないわけです。現在の総合科学技術会議も含めて。要するに役人と科学者の集団がある程度コントロールできるようなかたちになってしまった。だから本質的には科学者が自分たちが

## 第 II 部 特別講演

組織や調査委員会をつくってきちんと見解を出すといったシステムが一切つくられていないと私は思います。

大林：日本の特色といったものがそこへ出てしまったということですかね。

池内：そうかもしれません。それをひとつの問題でもいいからとりあえず学術会議が行えばだんだん広がっていくのではないのでしょうか。学術会議でプロジェクトチームを立ち上げるのです。そこで1000万円くらいの予算を出し、研究組織をつくり、何らかの意見を出していくといったプロジェクトチームをつくっていけばいいのではないかと思います。

小沼：大林さんがおっしゃられたのは、ソ連や中国のアカデミーのようにすれば、研究予算を持ち、研究所を持ち、人を持つことができるといった意見を持った人々もいたけれども、日本ではそういう体制はつくられなかったということです。総合科学技術会議も、研究所は持っていないでしょう？

野口：先ほどアメリカの科学アカデミーでは20億円ほどの国家予算が...

池内：日本が20億。アメリカはもっと予算を採るのです。100億円くらい。

野口：予算はコンスタントなレベルで進められてきたわけですか？

池内：はい。最初から20億。

野口：審議会の権限はどのようなものですか？予算はいかがでしょう？

池内：審議会はわかりません。どう使われているのかもわかりません。

小沼：研究予算は持っていないでしょう？

池内：研究予算は持っていません。

高橋：せっかくこういったプロジェクトがありますから、大学共同利用機関が歴史的にこういった風な道を歩んできて、政府がどのよう

## 共同利用機関の前史としての日本学会議の活動と今後（池内）

なかたちで絡んできたのかということをもとめて、つまり、学会議とか学術審議会とごっちゃ混ぜにせずに、むしろ大学共同利用機関というものはどういった風に育ってきてつくりつつあるのかといったアーカイブズをきちんとまとめるのが大事であると思います。そこら辺をまとめることが、将来の学会議のあり方を定めていくのに役に立つのではないのでしょうか。アメリカの科学アカデミーのあり方とは本質的にずいぶん違いますから。それから科学技術会議のあり方についても提言するとすれば、やはり大学共同利用機関がどういう風なかたちでつくり、どういう風に育ってきたのかということをもとめておくことが大事であると思います。